

# 森林環境税の賦課徴収等の開始による 利用事務の追加予定について

## 1 森林環境税の概要

### (1) 創設の目的

パリ協定の枠組みの下で温室効果ガス排出削減目標の達成や土砂災害防止等を図るため、森林整備等に  
必要な地方財源を確保するため、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(以下、  
「森林環境税法」という。)が成立

### (2) 納税義務者等

日本国内に住所を有する個人に対して課する国税(令和6年度から課税)

### (3) 税率

1,000円(年額)

### (4) 賦課徴収

市町村が個人住民税(均等割)に係る賦課徴収と併せて実施

## 2 住民基本台帳法施行条例改正の検討に至った経緯

### (1) 森林環境税の徴収開始に伴う住民基本台帳法の改正

令和6年度からの森林環境税の課税開始に伴い、住民基本台帳法(以下、「住基法」という。)が  
改正され、従前から本人確認情報の利用事務として規定されてきた「地方税の賦課徴収又は地方税  
に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務」に「森林環境税に関する事務」が追加され  
る。

※住基法の規定により、滞納者などの①生存の事実、②氏名、③住所の変更の事実の確認が可能。

#### 【参考】改正後の住基法(抜粋)

##### 別表第2 2の2

地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林  
環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税若しくは森林環境税の賦課  
徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であ  
つて総務省令で定めるもの

※下線部分が法改正により追加される文言

### (2) 市町村への条例改正に係る要望調査を実施

道では住民基本台帳法施行条例(以下、「条例」という。)により、地方税の賦課徴収等に関する  
事務については、対象者の生年月日の確認を可能としている。

上記2(1)の住基法の改正に伴い、市町村から「住基法と同様に条例の地方税の賦課徴収等  
に関する事務に森林環境税に関する事務を追加する必要がある。」旨の要望を受け、全市町村へ条例改  
正に係る要望調査を実施したところ、100市町村から条例改正を行う必要がある旨の回答があっ  
た。

## 3 条例改正に向けた今後の手続き

上記事務の追加に係る条例改正は、新たな利用事務の追加となり、本審議会の審議事項となる。  
次回開催の審議会において、条例改正の内容について御審議をお願いする予定。